

森林・所有者情報データベース設置事業（拡充）

【平成19年度概算決定額 289,402（275,043）千円】

事業のポイント

川上から川下までの一貫した供給システムを構築する「新生産システム」のうち、零細・多数・分散的な森林所有者に対する供給量の取りまとめを推進する「森林・所有者情報データベース設置事業」において、不在村所有者対策等を強化します。

- ・ 1ha以上の山林を保有する民有林の森林所有者の9割近くを「林家」が占めているが、保有山林面積が5ha未満の林家が75%であり、民有林の保有構造は小規模零細的。
- ・ 森林面積のうち不在村者所有面積は約3百万haを占め、その割合は24%。

政策目標

平成22年度末までに大規模産地と大規模加工施設を直結した安定供給体制（新生産システム）の確立により75万m³の木材供給を創出

<内容>

1. 伐採可能な立木の情報を集積・提供し木材供給量を確保

伐採可能な立木資源の情報を以下により集積・提供する情報データベース事業を実施し、林業事業者による零細な林家等への集約的な施業の働きかけを推進することにより、林家等の収益を高めるとともに木材供給量を確保します。

- ① 小規模所有者に対するデータベースへの伐採（主伐・間伐）情報登録の働きかけ
- ② 所有者が登録を承諾した林分に対する現地調査の実施
- ③ データベースの設置と現地調査に基づく立木情報の登録及び素材生産事業者への公開
- ④ 所有者への立木参考価格の提供等

【定 額】

2. 不在村所有者対策等を強化

不在村所有者を対象として、所有林分の特定、境界踏査、現況画像の収集及びこれらの結果を含む現況情報の提供等を通じた施業の働きかけ及び伐採可能な立木としての情報登録要請を行います。

また、登録林分の施業履歴（間伐・再造林等）の素材生産事業者への提供・管理に必要なデータベースの拡張及び機能追加を行います。

さらに、大規模所有者の保有林分について、当該所有者が5以上の小規模所有者に対する一体的な登録の働きかけを行う場合、本事業の対象とします。

【定 額、補助率1/2】

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成18年度～22年度（5年間）（2の内容：19年度～22年度）

[担当課：林野庁計画課]